

## 令和7年第11回佐伯市農業委員会議事録

---

日 時： 令和7年11月4日（火曜日） 14時00分～14時54分

場 所： 佐伯市役所 6階 大会議室

出席農業委員： 1番 宮脇 保芳、 3番 高畠 千恵美、 4番 飛高 聖悟、 6番 伊藤 文士、  
7番 竹中 裕子、 8番 山田 美之、 9番 田原 俊秀、 10番 吉岡 薫、  
13番 山田 裕也、 14番 矢野 弥平、 15番 笠村 由喜、 16番 塩月 吉伸、  
17番 夢田 寿志

出席農地利用最適化推進委員：佐伯3区 寺嶋 雅昭、直川2区 橋迫 新五、鶴見区 三又 秀喜、

米水津区 坪矢 一義、蒲江1区 戸高 浩、蒲江2区 塩月 邦彦、蒲江3区 後藤 正、

事務局：事務局長 市樂 栄作、局長補佐兼総括主幹 染矢 公博、副主幹 大良 栄一、

副主幹 三股 幸子、主事 小野 颯月

農政課：副主幹 矢野 允彦

---

### 議事日程

議案第31号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第32号 農地法第4条の規定による許可申請について

その他 ①非農地証明願について

②非農地通知書について（上浦地区）

③佐伯市農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の提出について

④農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について（農政課）

---

(局長)

只今より、令和 7 年第 11 回佐伯市農業委員会を開催いたします。

本日の欠席でございますけども、小野美智子委員、小野隆壽委員、波戸崎委員、三又勝弘委員の 4 名が欠席となっております。

農業委員 17 名中本日の会議の出席者は 13 名です。

よって農業委員会会議規則第 6 条の規定によりまして、会議が成立したことを報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員につきましては、当該案件がある推進委員の出席をお願いしております。

なお推進委員の発言につきましては、農業委員会等に関する法律第 29 条第 2 項の規定によりまして、各推進委員に関する案件のみとされておりますので、お知らせをいたします。

本日、推進委員の出席を要する議事は、(1) 議案第 31 号から (3) その他の②、非農地通知書についてまでございますので、当該案件の審議が終了した推進委員につきましては、順次欠席されて結構でございます。

それでは宮脇会長より、ご挨拶を申し上げます。

(会長)

はい。皆さん、こんにちは。

第 11 回の農業委員会、今日は欠席者が多いということで無事に開催されるかなという心配していたんですけども、多くの皆さんの出席をいただきまして、開催できること、誠にありがとうございます。感謝申し上げたいと思います。

普通作の米の方もですね、無事に刈り取りが終わったようでございます。生産者の皆さん大変お疲れ様でございました。

国の方もですね、農水大臣が小泉氏から、今度は鈴木さんに代わられたということで、米価の方ももちろんんですけども、石破政権では生産拡大というふうに舵を切ったんですけども、高市政権になりますと、鈴木大臣がまた元に戻すような、生産を抑制するというような形になりますて、一時、生産者にしても消費者にてもちょっと不安があるんじゃないかなというふうな気がしますけども。

小泉大臣の場合は、消費者目線で政策を練っていたようでございますし、鈴木大臣にとってはですね、生産者目線といいますか、やっぱり生産者が持続可能なあり方といいますか、10 年先を見据えた政策をやっていくんだというふうなことで、価格面については関与しないというようなことを申しておりました。

いずれにしても米価の方もですね、今年は過剰生産ということで中間業者の方もですね、当初、高値で買い付けに回っておりましたけども、11 月から、もうちょっと買い過ぎたということで、お米が余るということで、11 月から 2500 円ぐらいかな、下がるというような状況になっております。

ですから市場の単価はおそらく変わらないだろうというふうに思いますけれども、生産者にとってはですね、早く出さないと、単価が下がるというような厳しい状況になりました。

しかし、いずれにしても、今年は、単価、大方の単価は維持されたままでいくんじゃないかなというふうに思っております。

来年からは、ある程度、生産抑制という形に、なりますので、生産者の皆さんも、いろいろな情

報を仕入れながら設計をしていただければというふうに思っているところであります。

今日はですね、3条と4条を審議ということで5条は、今日ありません。

局長が先ほど申しましたように、もう休憩を挟まずに、続けていきたいというふうに思いますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げまして簡単ですけども挨拶とさせていただきます。

(局長)

はい、ありがとうございました。

これより先につきましては農業委員会会議規則第4条の規定によりまして、会長が議長となりますので、会長の方に議事進行をお願いをいたします。

(会長)

はい。それではしばらくの間、議事進行をさせていただきます。

それでは、農業委員会会議規則第13条第2項の規定に基づき、議事録署名人を指名します。

16番塩月吉伸委員、17番多田寿志委員にお願いします。

それでは議事に入る前に事務局から議案の説明をお願いします。

(事務局)

着座にて説明させていただきます。議案書の2ページをお開きください。

本日の議案における農地案件の件数及び面積でございますが、議案第31号、農地法第3条の規定による許可申請についての件数は10件で、面積は田及び畠を合計いたしまして1万8,980平米です。議案第32号農地法第4条の規定による許可申請についての件数は2件で、面積は、田及び畠を合計いたしまして、2,302平米です。農地法第5条の規定による許可申請はございません。

議案第31号及び32号に関する合計件数は12件、合計面積は、田が3,923平米、畠が1万7,359平米、総合計面積は2万1,282平米です。

以上のとおりでございますので、慎重審議のほどよろしくお願ひいたします。

(会長)

ただいま事務局より件数及び面積総括の説明がございましたが、質問等ございませんか。

はい。ないようですので議事に入りたいと思います。

それでは議案第31号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議案審議いたします。

議案書3ページの3条の1番について、事務局の説明の後、後藤推進委員の意見をお願いいたします。

(事務局)

はい。今回の申請は、売買による所有権の移転です。

申請農地は、農用地区域外の農地です。

譲受人は自己所有地で花木を栽培しているとのことです。

農業経営に必要な農機具は所有しています。

農業は譲受人と妻2人で行う予定とのことです。

農地取得後は、野菜を栽培する計画です。

取得後の耕作面積は 5.58a となります。

今後農業を行うので、申請農地周辺地域の農業上の費用は予想されないと思われます。

事務局の説明は以上です。

(会長)

はい。続きまして、後藤推進委員お願いします。

(後藤推進委員)

別に問題はないと思われます。

(会長)

はい。ありがとうございました。

事務局からの説明と担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは 3 条の 1 番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいいたします。

はい。なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは 3 条の 1 番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで許可したいと思います。

続きまして 3 条の 2 番について、事務局の説明の後、寺嶋推進委員の意見をお願いします。

(事務局)

はい。今回の申請は売買による所有権の移転です。

申請農地は、農用地区域内の農地です。

譲受人は自己所有地で米を栽培してることです。

農業経営に必要な農機具は所有しております。

農業は譲受人と妻 2 人で行う予定とのことです。

農地取得後は、米を栽培する計画です。

取得後の耕作面積は 33.91a となります。

今後農業を行うので、申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われます。

事務局の説明は以上です。

(会長)

はい。続きまして、寺嶋推進委員お願いします。

(寺嶋推進委員)

申請人の後藤文夫さんは、農業機械も所有していて特に問題はありません。

(会長)

はい、ありがとうございました。

事務局からの説明と担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは3条の2番について、これより意見等を求めるたいと思います。

どなたかございましたら、挙手をもってお願いいいたします。

はい。なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。

それでは3条の2番について、賛成される方の挙手を求めるたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして3条の3番について、本日担当推進委員が欠席のため、事務局より説明と推進委員の意見をあわせてお願ひします。

(事務局)

はい。今回の申請は、売買による所有権の移転です。

申請農地は、農用地区域外の農地です。

農業経営に必要な農機具は所有しております。

農業は譲受人1人で行う予定とのことです。

農地取得後は野菜を栽培する計画です。

取得後の耕作面積は0.72aとなります。

現在大分市に住んでいる方ですが3月末には引っ越してくるとのことです。

また実家の方も上浦にあるということです。

今後農業を行うので申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないとと思われます。

担当推進から特に問題ないとの意見をいただいております。

事務局の説明は以上です。

(会長)

はい。事務局からの説明と担当推進からの意見が述べられました。

それでは3条の3番についてこれより意見等を求めるたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいいたします。

はい。なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは3条の3番について、賛成される方の挙手を求めるたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして、3条の4番について、事務局の説明の後、寺嶋推進委員の意見をお願いします。

(事務局)

今回の申請は売買による所有権の移転です。

申請農地は農用地区域外の農地です。

譲受人は自己所有地で米や野菜を栽培してることです。

農業経営に必要な農機具は所有しております。

農業は譲受人と妻の2人で行う予定とのことです。

農地取得後は野菜等を栽培する計画です。

取得後の耕作面積は39.45aとなります。

今後農業を行うので、申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないとと思われます。

事務局の説明は以上です。

(会長)

はい。続きまして、寺嶋推進委員お願いします。

(寺嶋推進委員)

申請地の前に申請人の竹野勇さんの自宅があり、特に問題はありません。

(会長)

はい。ありがとうございました。

事務局からの説明と担当推進委員からの意見が述べされました。

それでは3条の4番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いします。

いいですか。はい。ないようございますので取りまとめたいと思います。

それでは3条の4番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして3条の5番について、事務局の説明の後、三又推進委員の意見をお願いします。

(事務局)

はい。今回の申請は贈与による所有権の移転です。

申請農地は農用地区域の農地です。

譲受人は自己所有地で果樹を栽培してることです。

農業経営に必要な農機具は所有しております。

農業は譲受人と父の2人で行う予定のことです。

農地取得後は果樹を栽培する計画です。

取得後の耕作面積は17.19aとなります。

今後農業を行うので申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われます。

事務局の説明は以上です。

(会長)

はい。続きまして、三又推進委員お願いします。

(三又推進委員)

特に問題はありません。

(会長)

はい。ありがとうございました。

事務局からの説明と担当推進委員からの意見が述べされました。

それでは3条の5番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。

はい。なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。

それでは3条の5番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして 3 条の 6 番及び 7 番については、申請案件ごとに申請地及び譲渡人の欄に示す申請人が異なりますが、譲受人の欄に示す申請人が同一人であり、申請内容も同一でありますので、一括して審議いたします。

なお、事務局の説明の後、寺嶋推進委員の意見をお願いします。

(事務局)

はい。関連がありますので 3 条 6、7 を一括して説明させていただきます。

今回の申請は、売買による所有権の移転です。

申請農地は、農用地区域外及び内の農地です。

譲受人は自己所有地で米を栽培しているとのことです。

農業経営に必要な農機具は所有しております。

農業は譲受人と妻、子の 3 人で行う予定とのことです。

農地取得後は米や野菜を栽培する計画です。

取得後の耕作面積は 21.74a となります。

今後農業を行うので、申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないとと思われます。

事務局の説明は以上です。

(会長)

はい。続きまして寺嶋推進委員お願いします。

(寺嶋推進委員)

はい。申請人の戸篠和夫さんは農業機械も所有していて、特に問題ありません。

(会長)

はい。事務局からの説明と担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは 3 条 6 番及び 7 番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいいたします。

はい。なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは 3 条の 6 番及び 7 番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして 3 条の 8 番について、本日担当推進が欠席のため、事務局より説明と推進委員の意見もあわせてお願いいいたします。

(事務局)

今回の申請は売買による所有権の移転です。

申請農地は、農用地区域外の農地です。

譲受人は自己所有地で果樹を栽培しているとのことです。

農業経営に必要な農機具は所有しております。

農業はや譲受人と父、母、臨時雇用 4 人の 7 人で行う予定とのことです。

農地取得後は野菜を栽培する計画です。

取得後の耕作面積は、368.87aとなります。

今後農業を行うので、申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないとと思われます。

担当推進委員からも特に問題ないとの意見をいただいております。

事務局の説明は以上です。

(会長)

はい。事務局からの説明と担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは3条の8番について、これより意見等を求めるといいます。

どなたがございましたら挙手をもってお願ひいたします。

はい、吉岡委員。

(吉岡委員)

このケースは、譲渡人が、延岡の株式会社となってますね。

これ会社所有の土地であったということで珍しいケースなんですけれども、これ何に使ってたんでしょうか。これまでの利用状況等わかりますでしょうか。

(会長)

はい、事務局。

(事務局)

あのですね、ちょっと今、荒れ地になっておりますけども、以前は一面、野菜を作っておりました。もうちょっと綺麗な状況が残ってるのもあったんでそれをつけければよかったですけども、以前はちゃんと一面作っておりました。

(会長)

はい、吉岡委員。

(吉岡委員)

わかりました。ちなみにこのオーベックスという会社は、大体本業は何をやってるんでしょうかね。

(会長)

事務局。

(事務局)

すいません。譲渡人の情報なのでそこまで詳しくは情報いただいてないです。

(吉岡委員)

了解しました。

(会長)

よろしいですか。他にございませんか。

はい。無いようでございますので取りまとめたいと思います。

それでは3条の8番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして3条の9番について、本日担当推進委員が欠席のため、事務局より説明と推進委員の意見もあわせてお願ひいたします。

(事務局)

今回の申請は売買による所有権の移転です。

申請農地は農用地区域内の農地です。

譲受人は自己所有地で米や野菜、杉苗を栽培しているとのことです。

農業経営に必要な農機具は所有しております。

農業は譲受人と妻の2人で行う予定とのことです。

農地取得後は杉苗を栽培する計画です。

取得後の耕作面積は、40.61aとなります。

今後農業を行うので申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われます。

担当推進委員からは特に問題ないとの意見をいただいております。

事務局の説明は以上です。

(会長)

はい。事務局からの説明と担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは3条9番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願ひいたします。

ありませんか、はい。ないようでございますので、取りまとめたいと思います。

それでは3条9番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして3条の10番について、事務局の説明の後、坪矢推進委員の意見をお願いします。

(事務局)

今回の申請は売買による所有権の移転です。

申請農地は、農用地区域外の農地です。

譲受人は借入地で果樹を栽培してることです。

農業経営に必要な農機具は所有しております。

農業は譲受人と夫の2人で行う予定とのことです。

農地取得後は果樹を栽培する計画です。

取得後の耕作面積は171.2152aとなります。

今後農業を行うので申請農地周辺地域への農業の支障は予想されないと思われます。

事務局の説明は以上です。

(会長)

はい。続きまして坪矢推進委員お願いします。

(坪矢推進委員)

はい。譲受人の夫が草を刈って果樹を栽培する計画ということですので、特に問題はないと思われます。

(会長)

はい。ありがとうございました。

事務局からの説明と担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは3条の10番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたがございましたら挙手をもってお願ひいたします。

はい。なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは3条の10番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

以上で、農地法第3条に関する10件の審議を終わります。

続きまして、議案第32号、農地法第4条の規定による許可申請についてを議案審議いたします。

議案書5ページの4条の1番について、事務局の説明の後、戸高推進委員の意見をお願いします。

(事務局)

はい。農業委員会大良です。

私の方から4条の申請について説明させていただきます。

まず、申請地は、農業振興地域内にある農用地区域内の農地の畠です。

一時的な資材置き場の用途による申請です。

申請者は工務店を経営しており、現在取り扱う業務量が増えたことにより、使用している資材置き場のスペースが一時的に不足し、新たに申請地を、資材置き場として利用する計画です。

申請地では、建設資材や建設車両などを配置する予定です。

現在、工事現場で発生した木材や、また、工事に使用する車両などを一時的に申請地に仮置しております。そのため、始末書が提出されております。

次に、整地や盛土などの工事を実施する計画がなく、現在の土地の形状のまま利用するため、土砂の流出、崩落の恐れはないと思われます。雨水は自然流下いたします。

水利権はございません。許可基準は農用地の許可基準に該当します。

よろしくお願ひします。

(会長)

それでは戸高推進委員お願いします。

(戸高推進委員)

はい。特に問題はないと思われます。

(会長)

はい、ありがとうございました。

事務局からの説明、そして担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは4条の1番について、これより意見等を求めたいと思います。

意見がございましたら、挙手をもってお願ひいたします。

はい。なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは4条の1番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして、4条の2番について、本日担当推進委員が欠席のため、事務局より説明と推進委員の意見をもあわせてお願ひいたします。

(事務局)

はい。4条の2を説明させていただきます。

申請地は、農業振興地域内にある農用地区域内の農地の田んぼです。

申請地は、水引が悪いため耕作に適さない状態となっておりますが、かさ上げを行い、畑として、野菜や果樹などの作物を栽培する計画となっております。

盛り土高は最大0.9メートルです。

隣接する農地などに対しては間隔を空け、安定勾配を確保し施工するため、土砂の流出、崩落の恐れはないと思われます。水利権はありません。

農地の写真がこちらになります。

現在ちょっと雑草とかが繁茂している状態ですが、こちらの方を刈り取りを行い、かさ上げ等を行う計画です。

許可基準は、農用地の許可基準に該当いたします。

担当推進委員よりは問題ないとのご意見をいただいております。

よろしくお願ひいたします。

(会長)

事務局からの説明と担当推進からの意見が述べられました。

それでは4条の2番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたがございましたら、挙手をもってお願ひいたします。

(飛高委員)

4番議員の飛高です。

これはかさ上げの期間どのぐらいか。

(事務局)

お答えしてよろしいでしょうか。

お答えします。かさ上げの期間は、1年間を予定しております。

残土については、公共工事で出る残土を活用する予定です。

お願ひいたします。

(会長)

飛高委員よろしいですか。

(飛高委員)

はい。

(会長)

他にご意見ございますか。

はい。ないようでございますので取りまとめたいと思います。

それでは4条の2番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

以上で農地法第4条に関する2件の審議を終わります。

それでは今回の議案審議を取りまとめたいと思います。

議案第31号、農地法第3条の10件につきましては許可したいと思います。

議案第32号、農地法第4条の2件につきましても、許可したいと思います。

続きましてその他の項目の①の所、非農地証明願についてを議題といたします。

番号1について本日担当推進委員が欠席のため、事務局より説明と推進の意見もあわせてお願ひいたします。

(事務局)

はい。非農地証明願1番を説明いたします。

申請地の調査は、10月16日に担当区の清田推進委員と事務局2名で実施をいたしました。

申請地は、佐伯市大字鶴望の1筆です。

申請地の土地の表示、申請人等は議案書のとおりです。

本申請地は、昭和43年9月ごろから、農地法の許可を得ずに住宅を建築し、約57年が経過しております。

現状は、前方画面に映し出しているとおりで、建築物等の敷地として相当なものであり、かつ、建築を20年以上経過しております。

よって非農地証明書発行基準要領第2-5に該当いたします。

地元推進委員から特に問題なしとの意見書をいただいております。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

事務局からの説明と担当推進員からの意見が述べられました。

それでは番号1番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら、挙手をもってお願ひいたします。

はい。なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは番号1番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして番号2番について、本日担当推進委員が欠席のため、事務局より説明と推進委員の意

見を合わせてお願ひいたします。

(事務局)

はい。非農地証明願 2 番の説明をいたします。

申請地の調査は 10 月 17 日に、担当区の岡田推進委員と事務局 2 名で実施をいたしました。

申請地は佐伯市宇目大字塩見園の 2 筆です。

申請地の土地の表示、申請人等は議案書のとおりです。

本申請地は平成 7 年頃から耕作放棄し、樹木等が自生し山林化しております。

現状は前方画面に映し出しているとおりで、この土地を農地に復元するのは周囲の状況から判断すれば、困難な状況です。

よって、非農地証明書発行基準要領第 2-4 に該当いたします。

なお地元推進委員から特に問題なしとの意見をいただいております。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

はい。事務局からの説明と担当推進委員からの意見が述べされました。

それでは番号 2 番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら、挙手をもってお願ひいたします。

はい。なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは番号 2 番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで許可したいと思います。

続きまして番号 3 について、本日担当推進委員が欠席のため、事務局より説明と推進委員の意見もあわせてお願ひします。

(事務局)

はい。非農地証明願 3 番の説明をいたします。

申請地の調査は 10 月 16 日に、担当区の清田推進委員と事務局 2 名で実施をいたしました。

申請地は佐伯市大字鶴望の 1 筆です。

申請地の土地の表示、申請人等は議案書のとおりです。

本申請地は昭和 57 年頃ごろから、農地法の許可を得ずに住宅を増築し、約 43 年が経過しております。現在は、建物を取壊して更地になっております。

現状は前方画面に映し出しているとおりで、この土地を農地に復元するのは、周囲の状況から判断すれば困難な状況です。

よって非農地証明書発行基準要領第 2-5 に該当いたします。

なお地元推進委員から特に問題なしとの意見書をいただいております。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

はい。事務局からの説明と担当推進委員からの意見が述べされました。

それでは番号 3 番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいいたします。

はい。なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは、番号 3 番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして、番号 4 について、事務局の説明の後、三又推進委員の意見をお願いいたします。

(事務局)

はい。非農地証明願 4 番を説明いたします。

申請地の調査は 10 月 16 日に担当区の三又推進委員と事務局で実施をいたしました。

申請地は、佐伯市鶴見大字沖松浦の 3 筆です。

申請地の土地の表示、申請人等は議案書のとおりです。

本申請地は昭和 63 年頃から耕作放棄し、樹木等が自生し山林化しています。

現況は前方面面に映し出しているとおりの状況で、この土地を農地に復元するのは、周囲の状況から判断すれば、困難な状況です。

よって、非農地証明書発行基準要領第 2-4 に該当いたします。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

続きまして三又推進委員お願いします。

(三又推進委員)

特に問題はないと思われます。

(会長)

はい。ありがとうございました。

事務局からの説明と担当推進委員からの意見が述べられました。

それでは番号 4 番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願いいいたします。

はい。なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは番号 4 番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして、番号 5 番について本日担当推進委員が欠席のため、事務局より説明と推進委員の意見もあわせてお願いいいたします。

(事務局)

はい。非農地証明願 5 番の説明をいたします。

申請地の調査は 10 月 17 日に担当区の市原推進員と事務局 2 名で実施をいたしました。

申請地は佐伯市弥生大字井崎の 1 筆です。

申請地の土地の表示、申請人等は議案書のとおりです。

本申請地は平成 7 年 4 月ごろに、農地法の許可をえずに倉庫を建築し、約 31 年経過しております。

す。

現況は、前方画面に映し出しているとおりで、建築物等の敷地として相当なものでありかつ建築後 20 年以上経過しております。

よって非農地証明書発行基準要領第 2-5 に該当いたします。

地元推進委員から特に問題なしとの意見書をいただいております。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

はい。事務局からの説明と担当推進委員からの意見が述べされました。

それでは番号 5 番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願ひいたします。

ないですか。はい、ないようでございますので取りまとめたいと思います。

それでは、番号 5 番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして、番号 6 について、事務局の説明の後、橋迫推進委員の意見をお願いします。

(事務局)

はい。非農地証明願 6 番の説明をいたします。

申請地の調査は 10 月 16 日に担当区の橋迫推進委員と事務局 2 名で実施をいたしました。

申請地は佐伯市直川大字上直見の 1 筆です。

申請地の土地の表示、申請人等は議案書のとおりです。

本申請地は昭和 45 年頃から耕作放棄をし、樹木等が自生し山林化しております。

現況は、前方画面に映し出しているとおりの状況で、この土地を農地に復元するのは周囲の状況から判断すれば、困難な状況です。

よって、非農地証明書発行基準要領第 2-5 に該当いたします。

事務局からの説明は以上です。

(会長)

続きまして橋迫推進委員お願いします。

(橋迫推進委員)

はい、特に問題ないと思ってます。

(会長)

事務局からの説明と担当推進委員からの意見が述べされました。

それでは番号 6 番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願ひいたします。

はい。なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは番号 6 番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

以上で非農地証明願に関する 6 件の審議を終わります。

続きましてその他の項目の②、非農地通知書についてを議題といたします。

それでは事務局より説明をお願いします。

(事務局)

はい。非農地通知について、上浦地区を説明いたします。

非農地通知書につきましては、毎年実施しています利用状況調査の結果に基づき、地域を定め、計画的に非農地判断をし、非農地通知書を発行しております。

今回の非農地通知につきましては上浦地区の非農地判断です。

上浦地区につきましては、令和 3 年 3 月に非農地通知を発行しておりますが、それ以降の非農地判断です。

では、資料 1 ページ目をご覧ください。

非農地通知の送付、大字別一覧表ですが、上浦大字最勝海浦ほか 2 地区で、合計室数が 309 筆、合計面積は 14 万 7,793.54 平米で、発送予定人数は 137 人です。また、農振地域・農用地区域内の農地は、258 筆、13 万 9,058.98 平米です。

なお、土地の所有者が死亡、不明者の分は、562 筆、26 万 2,499.96 平米です。

では、今回送付予定の土地の位置図、現地写真を抜粋し、12ヶ所投影いたしますのでご覧になってください。

なお先ほど申し上げましたように農用地区域内の農地ですが、今から説明する 1 番から 3 番と、8 番から 12 番目の農地です。

まず初めに、非農地通知 1 番、議案資料は 3 ページの名簿 8 番、大字最勝海浦、現況山林原野。

続きまして、非農地通知 2 番、名簿 3 ページの 19 番と 20 番。現況山林原野。

続きまして、非農地通知 3 番、名簿 4 ページの 50 番。現況は山林。

非農地通知 4 番、名簿 4 ページの 63 番。現況山林。

非農地通知 5 番、名簿 5 ページの 94 番。現況山林。

非農地通知 6 番、名簿 6 ページの 110 番。大字津井浦、現況山林。

非農地通知 7 番、名簿 6 ページの 122 番。現況は、同じく山林。

非農地通知 8 番、名簿 7 ページの 132 番。大字浅海井浦、現況山林。

非農地通知 9 番、名簿 8 ページの 181 番、現況山林。

非農地通知 10 番、名簿 9 ページの 221 番。現況山林。

非農地通知 11 番、名簿 10 ページの 263 番。現況山林。

最後、非農地通知 12 番、名簿 12 ページの 307 番。現況山林。以上に 12 筆ですが、いずれも山林化原野化しております。

以上です。承認方よろしくお願ひいたします。

(会長)

はい。ただいま事務局より、非農地通知書についての説明がございました。

それではこれより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願ひいたします。

なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは非農地通知について、賛成される方の挙手を求めると思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

以上で非農地通知書についての審議を終わります。

続きまして、その他の項目の③佐伯市農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の提出についてを議題といたします。

申請区分除外の案件番号1について、事務局の説明の後、塩月推進委員の意見をお願いいたします。

(事務局)

はい。では、佐伯市農業振興地域整備計画、農用地利用計画の変更申請、まず除外についてのご説明なんですが、皆様お手元にですね、こちらA4縦の白黒で、表題に佐伯市農業振興地域整備計画（農地利用計画）変更申請受付け一覧表というのがあるかと思います。

こちらが今回の除外、そして編入の資料そして概要、めくっていただきまして、両面印刷で、こちらの編入の、審査表といいますかこの概要を記載したものをお配りしております。

説明に関しては、皆様からご覧いただいている画面の方で説明をさせていただきたいと思います。

よろしくお願ひいたします。

では、まず、農振除外の案件1番についてご説明いたします。

手前の画面をご覧ください。

申請地は、蒲江大字丸市尾浦の農用地です。

申請地は平成20年に所有者の夫が農業用倉庫として建築しております。

その後、こちら申請者の弟さんが住居を探しており、申請者が、その義理の弟に提供したものです。現在はその義弟が一部改造して、住居兼倉庫、一部家庭菜園として使用しております。

除外後は、住宅兼倉庫として利用する計画です。

はい。汚水などは、合併消化槽を使用し、処理したものをそこへ流します。

雨水などは、自然投下または側溝を流れます。

周辺への農地への影響ですが、住宅も2階建てではありますが、日照等で与える影響は少ないです。風のとおり等にも問題ないと考えられます。

なお、すでに農地以外の利用目的に寄与していたことから、農用地区域除外申請書には始末書が添付されております。

この農用地が除外されれば、申請地は第二種農地にあたり、この転用の許可基準に照らして、転用の見込みがあると思われます。

以上です。

(会長)

はい続きまして、塩月推進委員お願いします。

(塩月推進委員)

特に問題ないと思われます。

(会長)

はい。ありがとうございました。

事務局からの説明と担当推進委員の意見が述べられました。

それでは、案件番号1番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願ひいたします。

はい。なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは案件番号1番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、案件番号1についての意見は特になしとします。

続きまして申請区分編入の案件番号2について本日担当推進委員が欠席のため事務局より説明と、推進の意見もあわせてお願ひいたします。

(事務局)

はい。では案件番号2、農業振興地域内の編入についてご説明いたします。

申請地は、宇目大字大平の土地になります。

この土地では、県の事業を活用し、農地の整備を行い、栗を栽培する計画です。

そのため、事業要件である農業振興地域内の農用地として編入を行うものです。

事業を実施することで、農地の整備が行われ適切な維持管理が継続されることが期待されます。

よって、農用地区域への編入は妥当であると認められます。

担当推進委員よりは、問題ないという意見をいただいております。

話をどんどん進めてくださいと書かれております。

よろしくお願ひします。

(会長)

事務局からの説明と担当推進委員の意見が述べられました。

それでは案件番号2番について、これより意見等を求めたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願ひいたします。

ございませんか。

はい。ないようでございますので、取りまとめたいと思います。

それでは案件番号2番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。

はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。

続きまして申請区分、編入の案件番号3について、本日担当推進委員が欠席のため、事務局より説明と推進委員の意見をあわせてお願ひいたします。

(事務局)

はい。案件番号3についてご説明いたします。

申請地は、県の事業を活用し、農地の整備を行い、キウイフルーツを栽培する計画です。

お手元の資料にはありますが、申請地の19筆の中には、利用状況調査にて、再生利用が困難な農地と判断されたものもあります。農作物の栽培を行うためには、農地の整備が必要となると考えますが、県の事業を活用する計画のため、達成の見込みがあります。

また、地目がですね、農地以外となっているものが、山林が2筆、原野が1筆、墓地が1筆と計4

筆ありますが、それぞれの土地の所有者から農地に変更することに、同意をえております。よって、農用地区域への編入は適当であると認められます。担当推進委員からは、現状荒れ地になっていますので、農地として利用されることは、地区のためににも良いものと思っておりますと、意見をいただいております。よろしくお願ひいたします。

(会長)

はい。事務局からの説明と担当推進委員からの意見が述べられました。それでは案件番号 3 番について、これより意見等を求めたいと思います。どなたかございましたら、挙手をもってお願ひいたします。ありませんか。はい。ないようでございますので、取りまとめたいと思います。それでは、案件番号 3 番について、賛成される方の挙手を求めたいと思います。はい。全員賛成ということで、許可したいと思います。以上で、佐伯市農業振興地域整備計画の変更に係る意見書の提出に関する 3 件の審議を終わります。続きましてその他の項目の④農用地利用集積等促進計画案の意見聴取についてを議題といたします。それでは農政課より説明お願ひします。

(農政課)

はい。農政課の矢野です。よろしくお願ひいたします。お手元の農用地利用集積等促進計画案に沿って説明させていただきます。2 枚目が集計表となっておりますのでご覧ください。今月の案件は、令和 8 年 1 月 1 日開始分の 43 件になります。内訳としまして、契約期間 4 月のもの。配分替え、登記地目田、5 筆、7,723 平米。契約期間 5 月のもの。配分替え、登記地目田、6 筆、8,706 平米。契約期間 11 月のもの。配分替え、登記地目、3 筆、5,901 平米。契約期間 10 年のもの。契約更新、登記地目田、5 筆、7,968 平米。登記地目畠、1 筆、112 平米。契約期間 20 年のもの。更新、登記地目田、1 筆、866 平米。契約期間 23 年 4 月のもの。中間保有、登記地目畠、4 筆、7,817 平米。契約期間 24 年のもの。中間保有、登記地目田、10 筆、4,575 平米。登記地目畠、4 筆、2,972 平米。登記地目山林、3 筆、1110 平米。登記地目原野、1 筆、198 平米。以上、43 筆、面積が 4 万 7,948 平米となっております。詳細につきましては、農用地貸付調書を添付しておりますので、ご確認ください。以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひします。

(会長)

はい。ただいま農政会より、農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について説明がございました。これより質問等を受けたいと思います。

どなたかございましたら挙手をもってお願ひいたします。

はい。なしとの意見がございましたので、取りまとめたいと思います。

それでは、農用地利用集積等促進計画案の意見聴取について、賛成される方の挙手を求めるたいと思います。

はい。全員賛成ということで、承認したいと思います。

以上で、農用地利用集積等促進計画案の意見聴取についての審議を終わります。

これにてすべての日程が終了いたしました。

それでは閉会の言葉を副会長お願いします。

(副会長)

これをもちまして、令和7年第11回佐伯市農業委員会を終了いたします。

皆様、お疲れ様でした。

(14時54分閉会)